

土浦市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年7月22日付け土浦市監査委員告示第15号で公表した令和4年度財政援助団体等に対する監査結果報告書に基づき、土浦市教育長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和7年3月11日

土浦市監査委員 市 原 和 弘

土浦市監査委員 寺 内 充

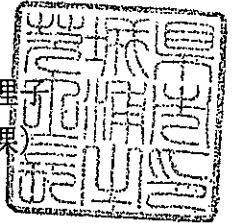




土商発第33-1号
令和7年2月28日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 寺内 充 殿

土浦市長 安藤 真理子
(担当課：商工観光課)

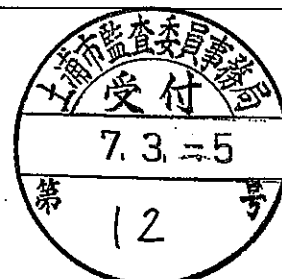


令和4年度実施の財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況について（通知）

監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査の結果（指摘事項）	（1）補助金の額の算定について 土浦市観光事業関係補助金交付要項（以下「観光要項」という。）には、補助対象経費が「土浦全国花火競技大会の開催及びその関連事業の実施に要する費用」、補助率及び補助金の額が「定額」と規定され、本年度は、8,100万円の補助金を交付しているが、その算出基礎が明確ではない。 花火競技大会を実施することに公益上の必要性があるということは理解できるものの、その経費全てを補助金で賄うことができる訳ではなく、補助金を交付する必要がある経費等の積算によって補助金の額を算出し、当該額が補助金の交付額となるべきものと推察される。 補助金は、市税その他の貴重な財源で賄われており、必要以上に補助金を交付することのないように補助対象経費、補助率、補助金の上限額等を定めることにより、花火競技大会等の実施に必要な補助金の額をきちんと算定できるようにする必要がある。
講じた措置の内容	監査対象となっている令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、第90回記念土浦全国花火競技大会を中止とし、代替企画を実施した年度になります。資料として提出した決算書も、代替企画を実施したものになっており、例年実施している内容とは異なります。本来であれば、市補助金は花火競技大会開催のために必要な経費に充てており、開催経費の大半は有料観覧席販売収入によって賄われております。 なお、土浦市観光事業関係補助金交付要項の見直しを実施し、補助対象経費を定め、補助率を3分の1以内と定めることといたしました。

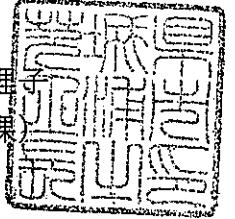




土商発第33-2号
令和7年2月28日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 寺内 充 殿

土浦市長 安藤 真理子
(担当課：商工観光課)



令和4年度実施の財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況について（通知）

監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査の結果 (指摘事項)	(2) 補助対象経費及び補助率について 本年度は、土浦全国花火競技大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）の収入のほとんどが補助金であるが、例年であれば、栈敷席販売等の自主財源があり、補助金の占める割合は、3割から4割程度である。 補助事業の総事業費に占める補助金の割合がそれほど高くなく、どの経費に補助金が充当されているか明らかになりにくいいため、補助金の額の確定に支障をきたすおそれがあると推察されることから、補助対象となる経費と補助対象とならない経費を明確にし、それぞれの経費の費目ごとに補助率を観光要項に定め、補助対象となる経費及び補助率を明確にする必要がある。
講じた措置の内容	土浦市観光事業関係補助金交付要項の見直しを実施し、補助対象経費を土浦全国花火競技大会の開催及び関連事業の実施に要する人件費、報償費、消耗品費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料、負担金並びに公課費と定め、補助率も3分の1以内とすることといたしました。

